

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表43の項を次のように改める。

<p>43 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p>
---	---

0円

(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）

第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）

に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円

(5) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円

別表45の項を次のように改める。

45 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

次に掲げる額を合算して得た額

(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円

(2) 前号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

0円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円

0円

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

0円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

0円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

0円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円

0円

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲

げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円

(5) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円

別表46の2の項第2号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同表47の項第1号イ（ア）中「及び第2号イ」を「、第2号イ及び第3号イ」に改め、同項第2号中「及びロ」を「（1）及びロ（1）」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 22,000 円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 38,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの 66,000 円

別表 5 1 の項第 3 号イ (ア) 中「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 2 3 号）附則第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受ける場合の手数料については、改正後の別表 4 5 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。